

議 第 167 号

平成30年6月4日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西 一 史

記

条 例 第 62 号

平成30年3月30日

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 平成30年3月31日において前条の規定の適用を受けていた病院の開設者であって同年6月30日までの間に再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出たものに対する同条の規定の適用については、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

2 前項の規定の適用を受ける者は、平成30年4月1日から同項に規定する届出の日までの間、第3条第1項第2号及び第3号に規定する基準を満たしていたものとみなす。

附則第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 療養病床を有する診療所のうち、平成24年4月1日において現に特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第5条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この条において「特定診療所」という。)であって、平成30年3月31日において熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第53号)附則第7条の規定の適用を受けていたものの開設者が、同年6月30日までの間に再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、当該診療所が有しなければならない看護師等の員数は、同年4月1日から平成36年3月31日までの間は、第5条第1項第1号及び第2号並びに前条第1号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

2 前項の規定の適用を受ける者は、平成30年4月1日から同項に規定する届出の日までの間、第5条第1項第1号及び第2号に規定する基準を満たしていたものとみなす。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)の施行に伴い、熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例(平成27年条例第64号)について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。